

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号			仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	1 号軽油 (免税)	大滝根山 L P S - P 9 1 0 1 2		
		承 認	令和 8 年 6 月 1 5 日	
		作 成	令和 8 年 6 月 1 5 日	
		改 正	令和 年 月 日	
			令和 年 月 日	
		作成部 隊等名	第 2 7 警戒隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊中部航空警戒管制団第 2 7 警戒隊において使用する 1 号軽油について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 1.2 による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

D S P K 2 2 0 9 E 防衛省仕様書 軽油

b) 法令等

産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 5 1 年法律第 8 8 号）

c) 規格

J I S K 2 2 0 4 軽油

2 製品に関する要求

製品の規格は、J I S K 2 2 0 4 に規定された軽油とし、種類は 1 号とする。

3 品質保証

品質保証に係る検査は、J I S K 2 2 0 4 によるものとする。

品名又は件名	1号軽油(免税)
--------	----------

4 納入条件

- a) 当該製品の納入については、バルクによる納入とする。
- b) 納期までの間の分割納入を可とし、契約後別途調整とする。

5 監督・検査

検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 その他の指示

6.1 秘密保全

- a) 契約相手方は、基地内において本役務で必要な場所以外への立入りは行わないほか細部は監督官の指示に従うものとする。
- b) 契約相手方は、基地内で知り得た情報について第三者に漏らしてはならない。
- c) 契約相手方はパソコン等により役務に関連するデータを扱う場合、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用し、情報漏洩に万全を期するものとする。

6.2 提出書類

契約相手方は、DSP K 2209E及びDSP K 2209E(2)に規定された成績書等を作成し、納入時に提出するものとする。

6.3 その他必要な事項

この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については契約の相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。

防衛省仕様書改正票

軽油

(DIESEL FUEL)

D S P
K 2209E(2)

制定 昭和48年3月30日

改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2209E(軽油)についてのものであり、D S P
K 2209E(1)を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2
209Eと併用される。

1.4 a) 規格 中

- “J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を
“J I S K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法
J I S K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひよう法
J I S K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメータ法
J I S K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表”に改める。

1.4 c) 法令等 中

- “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 測定結果

- “測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”を
“測定結果は、J I S K 2249-1、J I S K 2249-2、J I S K 2249-3又はJ I S K
2249-4によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”に改める。

5.2 成績書等 中

- “ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を
受けているものについては、社内試験成績書とする。”を
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を
受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

D S P

K 2 2 0 9 E

軽油

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

(DIESEL FUEL)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1－種類

種 類	物 品 番 号	納入区分	注 記
特1号	9140-418-3184-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特1号のもの。
	9140-418-3185-5	ドラム	
特1号(免税)	9140-165-6723-5	バルク	
	9140-165-6724-5	ドラム	
1 号	9140-299-0202-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の1号のもの。
	9140-299-0203-5	ドラム	
1 号(免税)	9140-165-6725-5	バルク	
	9140-165-6726-5	ドラム	
2 号	9140-002-9691-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
	9140-001-9415-5	ドラム	
2 号(免税)	9140-165-6727-5	バルク	
	9140-165-6728-5	ドラム	
2 号(艦船用) (免税)	9140-317-1953-5	バルク	引火点, 流動点, 蒸留性状90%留出 温度及び目詰まり点を除き, J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
3 号	9140-002-9692-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の3号のもの。
	9140-001-9414-5	ドラム	
3 号(免税)	9140-165-6729-5	バルク	
	9140-165-6730-5	ドラム	
4 号	9140-002-9693-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特3号のもの。
	9140-001-9413-5	ドラム	
4 号(免税)	9140-165-6731-5	バルク	
	9140-165-6732-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 軽油 特1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

J I S K 2204 軽油

J I S K 2249 原油及び石油製品一密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は次による。

a) 特1号及び特1号(免税)は, J I S K 2204の特1号による。

b) 1号及び1号(免税)は, J I S K 2204の1号による。

c) 2号及び2号(免税)は, J I S K 2204の2号による。

d) 2号(艦船用)(免税)は, J I S K 2204の2号による。ただし, 引火点は61℃を超えるものとし, 流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き, 流動点は-5℃以下, 目詰まり点は-2℃以下とする。また, 蒸留性状90%留出温度は360℃以下とする。

e) 3号及び3号(免税)は, J I S K 2204の3号による。

f) 4号及び4号(免税)は, J I S K 2204の特3号による。

3 品質保証

検査は, J I S K 2204によるものとし, それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は, D S P Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は, 所要の修理及び完全な洗浄を行い, その外面塗装は, D S P Z 1002に規定する塗料, 塗色とする。

4.2 表示

表示は, N D S Z 0001による。ただし, 陸上・海上・航空各自衛隊の標識は, “防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は, 15℃における容量(L)とする。ただし, バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は, 特に指定しない限り, 温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際, 以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は, J I S K 2249によって, 密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は次による。

a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては, 社内試験成績書とする。

b) 前 a)以外のものについては, 揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項, 第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。